# 中華人民共和国を原産地又は船積地域とするさけ及びます並びにこれらの調製品を輸入しようとする場合の2号 承認申請の前の確認申請について

## 3貿局第15号 (3.4.22)

- 改正①輸入注意事項9第13号(9.10.2)②輸入注意事項14第25号(14.5.17)
  - ③平成20.03.19貿局第2号(20.3.26) ④輸入注意事項21第24号(21.4.17)
  - ⑤輸入注意事項23第3号(23.6.1) ⑥輸入注意事項23第19号(23.8.26)

平成3年4月25日以降、中華人民共和国を原産地又は船積地域とするさけ及びます並びにこれらの調製品を輸入しようとする場合は、平成3年4月22日付け3貿局第158号、輸入注意事項3第6号(中華人民共和国を原産地又は船積地域とするさけ及びます並びにこれらの調製品の2号承認制移行について)により2号承認申請の前に農林水産省水産庁資源管理部漁業調整課で確認を受けることになっていますが、その手続きを下記により行います。①②⑥

記

### 1 受付期日 ④

毎週月曜日から金曜日までの午前10時から午後4時まで

2 提出先 ①②⑥

農林水産省水産庁資源管理部漁業調整課

- 3 提出書類 345
  - (1) 別紙様式1による確認申請書 2通
  - (2) 当該貨物の原産地の公的機関が発行する原産地証明書等原本及び写し 1通
  - (3) 当該漁法及び漁場についての確認書 1通
  - (4) 当該貨物の漁獲時から日本に輸出する前までの売買、加工、輸送等貨物の流れを証する書類 1通
  - (5) 別紙様式2による使用原料確認票 1通
    - (注) 1 (5)については、当該貨物の使用原料ごとに作成し、提出してください。また、既に使用原料確認票の確認を受けている原料を使用した貨物に係る申請をする場合は、(2)から(4)までの書類((4)については、使用原料に係る漁獲時から中華人民共和国までの貨物の流れを証する書類に限る。)の提出に代えて、当該使用原料確認票の原本を提出してください。
      - 2 原本は照合の上返却します。
      - 3 上記の提出書類のほかにも必要に応じて書類の提出を求めることがあります。

### [別紙様式1] 2345

## 中華人民共和国を原産地又は船積地域とするさけ及びます並びにこれら の調製品を輸入しようとする場合の2号承認申請前の確認申請書

水産庁長官 殿

申請年月日 年 月 日申請者名住 所電話番号

上記の貨物を下記により輸入したいので確認されたくお願いします。

記

### 輸入確認書(さけ及びます並びにこれらの調製品)

下記のとおり確認する。

北太平洋における溯河性魚類の系群の保存に関する条約及びその他の国際協定に基づくさけ及びます資源の保存のための措置を損なわない操業により採捕されたさけ及びます並びにこれらの調製品であると認める。

輸入数量 kg (漁種別に記載される)

有効期間 年 月 日

水產庁長官

## [別紙様式2] 456

# 中華人民共和国を原産地又は船積地域とするさけ及びます並びにこれらの調製品の輸入に係る使用原料確認票

水產庁漁業調整課長 殿

申請年月日

申請者名

住 所

電話番号

※確認番号

※確認年月日

下記の貨物について、中華人民共和国を原産地又は船積地域とするさけ若しくはます又はこれらの調製品の原料として使用することについて確認されたく申請します。

記

魚	種	名
漁	獲 時	期
漁	獲水	域
漁	獲   方	法
原	産	地
イ	ン ボ イ ス 番	号
(有	「償・無償の別	)
В	/ L 番	号
カ	ートン	数
キ	口	数

上記のとおり確認する。

水產庁漁業調整課長 印

# [裏面]

# 原料使用履歴

確認を受けた表面の原料について、下記のとおり調製品に使用したので、確認をお願いします。

記

申請回数	申請年月日	原料使用量	原料在庫量	確認年月日及び 水産庁漁業調整 課押印※	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
•					
•					

### [別紙様式1] の記入要領 ⑤

- (1) 「申請者名」欄には、会社名又は個人名を記載するものとし、記名押印又は署名の当事者は、個人の場合は本人、法人の場合は代表権者(代表権を委任されたものを含む。)に限ることとする。
- (2) 「種類」の欄には、魚種及び形態を「べにざけ、ラウンド、冷凍」等、具体的に記載すること。
- (3) 「輸入数量(総量)」欄には、重量で表示を行うこと。
- (4) 「種類別輸入数量」欄には、魚種別に重量で表示を行うこと。
- (5) 「輸入金額」欄には、円及び米ドルで表示を行う。決済通貨が米ドル以外の通貨建ての場合には、括弧書で併記すること。また、金額に端数が生じた場合は、切り上げて記載すること。
- (6) 「輸入契約の相手国」及び「輸入契約の相手方」欄は各々の地域の表示方法によること。
- (7) 「輸入契約条件」欄には、当該契約の該当する建値に〇印を付すこと。「その他」の 契約条件を詳細に記載すること。
- (8) 「船積予定」及び「入着予定」欄には、それぞれの予定年月日を記載すること。なお、予定年月日について幅がある場合は、それぞれ期間を記載すること。
- (9) 「船積港」欄には、船積港名を記載すること。 なお、船積港が複数の場合には、船積港別に確認書を提出すること。
- (10) 「入着港」欄には、予定の最終陸揚港を記載すること。
- (11) 「確認番号(申請回数)」欄には、当該申請貨物に係るすべての原料の使用原料確認票 (別紙様式2)の確認番号及び当該使用原料に係る申請回数を記載すること。なお、別紙 様式2による確認を新規に申請する場合には、「新規」と記載する。
- (12) 「魚種名」欄には、輸入予定の貨物(調製品にあっては当該原料)の種名を「ベニザケ、シロザケ、カラフトマス」等、標準和名又は一般的名称にて記載すること。
- (13) 「漁獲時期」欄には、輸入予定の貨物(調製品にあっては当該原料)の魚種別、形態別に漁獲が行われた時期を記載すること。
- (14) 「漁獲水域」欄には、輸入予定の貨物(調製品にあっては当該原料)の魚種別、形態別に 漁獲の行われた水域を記載すること。
- (15) 「漁獲方法」欄には、輸入予定の貨物(調製品にあっては当該原料)の魚種別、形態別に 漁法(例えば、定置網、はえなわ等)を記載すること
- (16) 「漁獲時の原産地」欄には、輸入予定の貨物(調製品にあっては当該原料)の原産地を 国・地域名(領有地等の領有地名等)により記載すること。
- (17) 「(有償・無償の別)」欄には、輸入予定の貨物(調製品にあっては当該原料)を輸出した際の有償又は無償の別を記載すること。
  - (注) 1 用紙の大きさは日本工業規格A4とすること。
    - 2 欄に記載しきれないときは、別紙として添付すること。

#### 「別紙様式2] の記入要領 ⑤

### [表面について]

- (1) 「申請者名」欄には、会社名又は個人名を記載するものとし、記名押印又は署名の当事者は、個人の場合は本人、法人の場合は代表権者(代表権を委任されたものを含む。)に限ることとする。
- (2) 「魚種名」欄には、当該原料の種名を「ベニザケ、シロザケ、カラフトマス」等、標準和名又は一般的名称にて記載すること。
- (3) 「漁獲時期」欄には、当該原料の魚種別、形態別に漁獲が行われた時期を記載すること。
- (4) 「漁獲水域」欄には、当該原料の魚種別、形態別に漁獲の行われた水域を記載すること。
- (5) 「漁獲方法」欄には、当該原料の魚種別、形態別に漁法(例えば、定置網、はえなわ等)を記載すること。
- (6) 「原産地」欄には、当該原料の原産地を国・地域名(領有地等の領有地名等)により記載すること。
- (7) 「インボイス番号」欄には、当該原料の輸出時のインボイスの番号を記載すること。
- (8) 「(有償・無償の別)」欄には、当該原料につき、原料を輸出した際の有償又は無償の別を記載すること。
- (9) 「B/L番号」欄には、当該原料の輸出時の船荷証券の番号を記載すること。
- (10) 「カートン数」及び「キロ数」欄には、当該原料の輸出数量をそれぞれ記載すること。

### [裏面について]

- (1) 「申請年月日」欄には、別紙様式1に記載した申請年月日を記載すること。
- (2) 「原料使用量」欄には、別紙様式1において申請した貨物に使用した原料の数量(加工せずに原料をそのまま輸入する場合は、当該輸入数量)を記載すること。
- (3) 「原料在庫量」欄には、別紙様式1において申請した貨物を加工した後の原料の在庫量 (加工せずに原料をそのまま輸入する場合は、輸入後の原料在庫量)を記載すること。
  - (注) 1 当該原料を他の業者へ販売する等、申請者が日本へ輸入する以外の目的で使用した場合には、「原料使用量」欄には使用した当該原料の数量を、「原料在庫量」欄には、使用後の原料の在庫量をそれぞれ括弧書で記載し、「備考」欄にはその用途等を記載すること。
    - 2 初回の申請時からの使用履歴を記載すること。
    - 3 欄に記載しきれないときは、同じ様式を別紙として添付すること。